

指定管理施設の管理運営評価表(評価対象年度:令和4年度)

担当部署名	飯高地域振興局地域振興課
評価対象期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
評価対象年度指定管理料	810,163 円

1.施設の概要等

施設の概要	名称	松阪市飯高グリーンライフ山林舎
	所在地	松阪市飯高町波瀬812番地1
	設置目的	森林の持つ公益的機能に対する認識を深めつつ社会的要請に対応し、森林の総合利用を図り保健休養と潤いの場をつくり、併せて観光と交流事業を有機的に連携させて地域の活性化に資することを目的とする。
	設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・造成地面積 10,040㎡ ・休養宿泊施設 木造2階建 468㎡ 収容人員 32人 ・体験施設(木工陶芸教室) 2教室 木造平屋建 179㎡ 木工教室 ・テニスコート 2面 1,330㎡ ・取付道及遊歩道兼散策路 延長 507m ・その他 植栽、修景施業等

2.指定管理者の概要等

指定管理者	名称	合同会社 山林舎
	所在地	松阪市飯高町波瀬811
指定管理業務の内容		<ul style="list-style-type: none"> ○山林舎の運営企画に関する業務 ○山林舎の維持管理に関する業務 ○山林舎の団体登録に関する業務 ○山林舎の利用の許可に関する業務 ○山林舎の利用料金に関する業務
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○ 営業日数 343日 <li style="width: 50%;">○ 陶芸教室 123人 <li style="width: 50%;">○ 宿泊人数 大人 1,538人 <li style="width: 50%;">○ 遊水施設 142人 <li style="width: 50%;">○ 小人 132人 <li style="width: 50%;">○ テニス 46人 <li style="width: 50%;">○ 日帰り食事他 16人
	サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○地域おこし協力隊との連携 ○毎日のブログの更新 ○地域の食材を使用した料理メニューの提供 ○ネットワークR166の連携
	施設・設備等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化したボイラーの修繕を行った。 ○敷地内外の設備の良好な状態で保つために、定期的な点検や維持管理に努めた。

指定期間 令和2年4月1日 ~ 令和5年3月31日

(単位:円)

		事業計画	事業収支実績					
			令和2年度	令和3年度	令和4年度			
事業収支推計	収入	指定管理料	810,163	953,606	900,174	810,163		
	営業収入	20,150,000	10,796,368	14,933,720	16,416,596			
	営業外収益		2,124,861	9,605	1,482,467			
	その他委託料		49,446	43,760				
	負担金		179,761	47,583				
	計(A)	20,960,163	14,104,042	15,934,842	18,709,226	0	0	
支出	人件費	6,988,000	3,523,037	2,890,377	3,859,275			
	事務費	1,349,163	1,552,440	1,507,863	1,560,145			
	事業費	12,623,000	10,065,403	14,994,314	13,446,118			
	その他の支出							
計(B)	20,960,163	15,140,880	19,392,554	18,865,538	0	0		
収支差引額(A)-(B)		0	-1,036,838	-3,457,712	-156,312	0	0	

3.指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価		
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定	
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されていたか。 また、職員は理解していたか。	4	B	4	B
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	4		4	
	③利用者数	利用者数は当初目標数を達成されたか。	4		4	
	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の維持管理、運営が行われたか。	5		4	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制(作業責任者・業務担当者)は明確になっていたか。	4		3	
	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	5		4	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	4		4	
	⑧地域の振興・活性化	地域や地域住民との交流・連携に関する取組みを実施し、地域交流の支援を行ったか。	5		4	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	自主事業や運営方法の工夫等利用者数増加に向けた具体的な取組みはあったか。(注1)	4	A	3	B
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。	5		4	
	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行ったか。	5		4	
	④利用促進・PR	当該施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。	5		3	
	⑤非常時・緊急時の対応	事故、災害等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や対応体制の確立はされていたか。	5		4	
	⑥苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。 また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	5		3	
	⑦自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が実施されたか。	4		3	
	⑧利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望、満足度の把握に努めたか。 課題がある場合は対応策を講じたか。	5		4	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がされていたか。	4	A	4	B
	②備品・什器等の保守点検	備品・什器等が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。	5		4	
	③修繕業務	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じたか。	4		3	
	④樹木・植栽等管理業務	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。	4		3	
	⑤清掃業務	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保たれていたか。	5		3	
	⑥鍵管理	鍵の管理は適切であったか。	5		4	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4.総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
【努力した点・成果等】 ○夏休みの期間、新型コロナウイルス感染症の拡大等によりキャンセルが多く発生したが、全国旅行支援などの施策により利用客数については、微増となった。 ○地域との連携を図るため、公民館活動の講師や地元の中学校、高校の学習の手助けを行った。 ○ホームページやSNSを利用して地域の情報などの発信を積極的に行った。 ○宇陀市や東吉野村の観光施設への訪問、ネットワークルート166会員と共同で施設の情報発信を行った。	【評価すべき点】 ○SNS等を活用し、地域の情報(開花状況や季節によつての見所など)や近隣施設の情報発信を積極的に取り組まれた。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、繁忙期の夏休みにキャンセルが多く発生したが、営業努力によりコロナ以前の収入までに回復した。
【改善すべき点】 ○アフターコロナを見据え、利用客数の増加を図るため、さらなる情報発信に努めたい。 ○地域のお祭りなどのイベントも開催が予想されるため、できる限りの協力をを行い、地域との連携を深めていく。 ○原材料、光熱費等の値上がりが続くため、コストの見直しを行いながら利用客が快適に過ごしていただける運営に努めたい。	【指導すべき点】 ○令和4年度はコロナ以前の収入に回復したが、厳しい経営状況は続いている状況であるため、さらなる収益増を図られたい。 ○地域との連携を深め、地域住民の利用促進を図られたい。
<p>○本施設は、観光交流人口の増加に向けての様々な取組の受け皿として、地域の活性化に欠かせない施設である。 ○令和4年度収支は、コロナウイルスの影響もありキャンセルが続くこともあったが、コロナ以前の収入までは回復させることができた。しかし引き続き厳しい経営状況であるため、地域内団体やネットワークルート166など地元企業との連携を深め、集客アップを行い、経営基盤の強化を図り、民営化への素地が整うよう努力を行われたい。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる